

長崎市伴走型DX化支援費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の中小企業者に対し、DXの推進による生産性向上を促進させるため、予算の範囲内において、長崎市伴走型DX化支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) DX データ及びデジタル技術を活用して、顧客又は社会のニーズを基に、製品又はサービス・ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのもの等の組織、プロセス又は企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付の申請をする日の属する年度（以下「実施年度」という。）の1月末日までに完了する事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) DX基本計画の策定支援
- (2) データ又はデジタル技術を活用した組織革新支援
- (3) その他DXに向けて必要と認められるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に本社を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- (2) 補助対象事業に係る国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けていないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含めないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当する額を除く。

以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 旅費
- (2) 謝礼金
- (3) 受講料
- (4) 会場借上料
- (5) 消耗品費
- (6) 委託料
- (7) 使用料
- (8) 役務費
- (9) その他経費（事業を行うために必要な経費であって、前各号のいずれにも属さないもの）

（補助金の額及び交付の回数）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額

に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、補助対象者につき50万円を上限とする。

2 補助金の交付の回数は、補助対象者につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の期日は、実施年度の9月末日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市伴走型DX化支援費補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

3 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、長崎市伴走型DX化支援費補助事業(収支)計画書(第2号様式)とする。

4 補助対象者が個人の場合は、規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類は、省略するものとする。

5 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 登記事項証明書の写し(法人の場合に限る。)

(2) 税務署へ提出した直近2期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し(個人の場合に限る。)

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。

(2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(交付の変更)

第9条 規則第5条第3項の申請書に添付する書類は、長崎市伴走型DX化支援費補助事業変更書（第3号様式）とする。

（交付の条件）

第10条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、補助対象事業の収支の状況を明らかにする帳票又は帳簿及び関係書類を備え、実施年度の翌年度から5年間保存すること。

（申請の取下げ）

第11条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第12条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は実施年度の2月末日のいずれか早い日とする。

2 規則第22条の規定により、補助金の実績報告は、規則第12条の報告書に代えて、長崎市伴走型DX化支援費補助金実績報告書（第4号様式）を用いるものとする。

3 規則第12条第1号の収支計算書又は収支計算書は、長崎市伴走型DX化支援費補助金事業明細書（第5号様式）とする。

4 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収証の写し等の補助対象経費の支出を明らかにする書類
- (2) 研修の受講証明書又は資格取得証明書（研修の受講に限る。）
- (3) 事業実施状況のわかる書類（外部からの専門家を招いて実施する指導及び研修を開催した場合に限る。）

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年5月27日告示第473号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (令和8年3月27日告示第234号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市伴走型DX化支援費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請に係る補助金から適用し、同日前にされた申請に係る補助金は、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市伴走型DX化支援費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

長崎市伴走型DX化支援費補助金交付申請書

年 月 日

長崎市長 様

申請者 住 所
商 号
役職・代表者名

長崎市伴走型DX化支援費補助事業の実施に係る規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助対象事業 の名称	長崎市伴走型DX化支援費補助金
事業対象区分		<input type="checkbox"/> DX基本計画の策定支援 <input type="checkbox"/> データやデジタル技術を活用した組織革新支援 <input type="checkbox"/> その他DXに向けて必要と認められるもの	
補助対象事業の目的及び内容			
補助対象事業の経費所要額			円
交付申請金額			円
補助対象事業の完了予定年月日			年 月 日
添付書類			

長崎市伴走型DX化支援費補助事業（収支）計画書

<input type="checkbox"/>	DX基本計画の策定支援
<input type="checkbox"/>	データやデジタル技術を活用した組織革新支援
<input type="checkbox"/>	その他DXに向けて必要と認められるもの

1 企業概要

所在地	〒		
会社名（商号）			
役職及び代表者名			
設立年月日	年	月	日
資本金			
従業員数			
主たる業種			
担当者名	役職 氏名		TEL
	メールアドレス		

2 事業計画

テーマ			
事業実施期間	年	月	日 ~ 年 月 日
(1) 会社概要及び経営状況並びに現状の課題			
(会社概要及び経営状況)			
(現状の課題)			

4 事業収支計画

(収入)

(単位：円)

項目区分	金額
自己資金	
長崎市からの補助金	
その他収入 ()	
合計	

(支出)

(単位：円)

項目区分	D X 基本計画の策定支援	データやデジタル技術を活用した組織革新支援	その他D Xに向けて必要と認められるもの
旅費			
謝礼金			
受講料			
会場借上料			
消耗品費			
委託料			
使用料			
役務費			
その他経費			
合計			

5 労働生産性の計画目標

(単位：千円)

	前々年度決算	前年度決算	※1年後	2年後	3年後
	R年 月決算	R年 月決算	R年 月決算	R年 月決算	R年 月決算
売上高					
① 営業利益					
② 人件費					
③ 減価償却費					
④付加価値額 (①+②+③)					
⑤労働者数					
⑥労働生産性 (④/⑤)					

長崎市伴走型DX化支援費補助事業変更書

<input type="checkbox"/>	DX基本計画の策定支援
<input type="checkbox"/>	データやデジタル技術を活用した組織革新支援
<input type="checkbox"/>	その他DXに向けて必要と認められるもの

1 変更理由

2 変更内容

(1) 補助事業内容

変更前	変更後

(2) 経費配分

(変更前)

(単位：円)

支出経費別明細		事業費	補助対象経費額	補助金申請額
	科目			
補助 対象 経 費				
合計				

(変更後)

(単位：円)

支出経費別明細		事業費	補助対象経費額	補助金申請額
	科目			
補助 対象 経 費				
合計				

長崎市伴走型DX化支援費補助金実績報告書

年 月 日

長崎市長 様

補助対象者 住 所
商 号
代表者名

長崎市伴走型DX化支援費補助事業の実施に係る規定により、次のとおり報告します。

交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
補 助 年 度	年 度	補助事業等の名称	長崎市伴走型DX化支援費補助金
事業対象区分	<input type="checkbox"/> DX基本計画の策定支援 <input type="checkbox"/> データやデジタル技術を活用した組織革新支援 <input type="checkbox"/> その他DXに向けて必要と認められるもの		
補助対象事業の完了年月日	年 月 日		
補助金の交付決定額	円		
補助金の既交付金額	円		
補助対象事業の経費精算額 (補助対象金額)	円		
添付書類			

長崎市伴走型DX化支援費補助金事業明細書

<input type="checkbox"/>	DX基本計画の策定支援
<input type="checkbox"/>	データやデジタル技術を活用した組織革新支援
<input type="checkbox"/>	その他DXに向けて必要と認められるもの

1 事業成果

--

2 課題等

--

3 今後の取組み

--

4 事業収支決算書

(収入)

(単位：円)

項目区分	金額
自己資金	
長崎市からの補助金	
その他収入 ()	
合計	

(支出)

(単位：円)

項目区分	D X 基本計画の策定支援	データやデジタル技術を活用した組織革新支援	その他D Xに向けて必要と認められるもの
旅費			
謝礼金			
受講料			
会場借上料			
消耗品費			
委託料			
使用料			
役務費			
その他経費			
合 計			